

西大寺北小学校 学校いじめ防止基本方針

学校番号 432
奈良市立西大寺北小学校
学校長 神谷 佳宏

1 いじめに対する考え方

(1) いじめの問題に関する基本理念

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害する人権問題であり、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は、身体に重大な危険を生じさせる許されない行為である。

全ての児童生徒は、いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることを理解し、いじめを行わず、いじめを認識しながら放置することのないよう努めることが必要である。

学校、保護者、地域及び行政は、児童生徒の尊厳を保持することを目的とし、いじめ防止等の対策について、「いじめは全ての児童生徒に関する問題であり、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができる」よう、学校の内外を問わず、いじめが行われないようにしていかななければならない。

(2) いじめの定義について(いじめ防止対策推進法第二条)

いじめとは、児童に対して、一定の人間関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)であって、行為のあった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

(3) いじめに対する理解について

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものであり、とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童が入れ替わりながら被害も加害も経験する。「暴力を伴わないいじめ」であっても、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に深刻な影響を与えることがあることを留意しなければならない。加えて、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級やクラブなどの集団の構造上の問題、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許さない雰囲気づくりが必要である。

(4) いじめの認知についての考え方について

ア いじめの認知について

いじめの認知については、特定の教職員で判断するのではなく、「いじめ問題校内検討委員会」において確認する。また、いじめと認知した場合やいじめが疑われる場合は必ず、市教育委員会に報告する。

イ いじめの判断について

- ・いじめられた児童本人や周辺の状況などを客観的に確認する。
- ・表面的・形式的に判断せず、背景調査を適切に行う。
- ・いじめられていても、本人がそれを否定することもあることを踏まえ、児童の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する。
- ・被害者の救済を最優先するために、被害感情を重視することを定義とした法の趣旨を踏まえ、いじめられた児童の感じる被害感情に着目して見極める。(例として、外見的にはけんかやふざけ合いに見える場合や好意から行った行為が思わず、心身の苦痛を感じさせてしまった場合など)
- ・いじめには多様な態様があることに鑑み、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることがないように努める。
- ・本人が苦痛を感じていなくても、状況からいじめと判断する場合もある。(例として、インターネット上で悪口を書かれた児童がそのことを知らずにいる場合)

2 学校におけるいじめの防止等に関する措置

(1) いじめの未然防止について

- ・すべての児童が命の大切さを学習し、自他の生命をかけがえのない存在として認識することで「いじめは決して許されない」ことの理解を促す。
- ・すべて の児童が安全に安心して学校生活を送ることができるように、いじめが起らない環境をつくる。
- ・すべての児童生徒に、豊かな情操や道徳心、正義感を育む。
- ・すべての児童生徒を、いじめる側にも傍観者にもさせることなく、豊かな情操や道徳心、正義感、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重しあう態度など、心の通う人間関係を構築する能力を養う。
- ・いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む。
- ・すべての児童が自己有用感や充実感を得られる学校づくりを行う。
- ・学校は、保護者や地域、行政と連携・協働し、心の通う人間関係を構築する能力を養い、いじめを生まない・許さない社会をつくるための取り組みを推進する。
- ・日々の教育活動全体において、児童がお互いを尊重し高め合う取組を推進する。
- ・学校・行政は、保護者や地域と連携・協働し、いじめを生まない・許さない社会をつくるための取組を推進する。

(2) いじめの早期発見について

- ・日常の変化に気付き、見過ごさないよう、早い段階からの的確に関わりをもつ。
- ・いじめを隠し、また、軽視することなく、積極的にいじめの発見に努める。
- ・いじめをする側と、いじめを受ける側が絶えず入れ替わるという認識をもつ。また、いじめを受ける側の対象も変わる可能性があるとの認識をもつ。
- ・学校は、児童生徒や保護者がいじめを訴えやすい体制を整えるため、アンケート調査を

工夫するとともに、教育相談の実施、電話・メール相談窓口の周知等に努める。

- ・いじめは大人の目に付きにくい時間や場所や、遊びやふざけ合いを装って行われるなど、大人が気付きにくく、判断しにくい形で行われることを認識する。
- ・教職員や保護者、地域住民等、すべての大人が連携し、児童生徒のささいな変化に気付く力を高める。そのために、研修等を開催し、啓発の機会を設ける。

(3) 迅速な対応について

- ・学校はいじめを受けた児童からの訴えがあった場合、直ちに児童生徒の安全を確保し、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒に対し、徹底して守り抜くという意思を伝える。
- ・教職員は一人で抱え込まず、直ちに情報共有し、組織的な対応を行う。
- ・いじめたとされる児童に対して事情を確認した上で適切に指導する。
- ・行為の対象となる児童生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても加害行為を行った児童生徒に対する指導については法の趣旨を踏まえた適切な対応を行う。
- ・いじめに当たると判断した場合であっても、いじめには様々な態様があることから、いじめ行為をめぐる状況等を考慮した上で適切な指導を行うべきものであり、常に全てに対して厳しい指導を要するとは限らない。
- ・平素より、いじめを把握した場合の対処の在り方について、教職員、児童生徒、保護者、地域に周知し、理解を深めておく。

(4) 特に配慮が必要な児童生徒への対応について

- 発達障害を含む、障害のある児童生徒
- 海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒、国際結婚の保護者を持つなど外国につながる児童生徒
- 言語や宗教等の文化的な背景をもつ児童生徒
- 性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒
- 東日本大震災により被災した児童生徒又は原子力発電事故により避難している児童生徒

上記の児童生徒を含め、学校として、特に配慮が必要な児童生徒については、日常的に、当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行うよう努める。

(5) 組織及び体制について

① いじめ対策校内委員会

構成員は学校長、教頭、養護教諭、いじめ問題対応教員、教育相談コーディネーター、特別支援コーディネーター、人権教育主任、生徒指導主任、その他必要に応じて心理や福祉の専門家、弁護士、医師、警察官経験者など、外部の専門家から組織される。

また、個々のいじめの未然防止・早期発見・迅速な対応に当たって関係の深い教職員などを追加するなど柔軟な組織とする。

この校内委員会は関係のある児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針

の決定と保護者との連携といった対応を実施するための中核となる組織として情報を共有し、共有した情報を基に対応する。

② 生徒指導体制

いじめを発見、または通報を受けた場合には、担任や学年で抱え込まず、速やかに管理職、いじめ対応教員に連絡し、いじめ対策校内委員会を開き、組織で対応する。

また、月1回の職員会議において、全職員に報告し、情報を共有する。

③ 教育相談体制

- ・児童及びその保護者、教職員が抵抗なくいじめに関して相談できる体制を整備し、いじめを訴えやすい環境をつくる。
- ・保健室や相談室の利用、電話・メール相談窓口について広く周知する。
- ・いじめに対処するうえで教育相談が必要な場合は、校内ケース会議を開き、組織的に対処する。構成員は学校長、教頭、養護教諭、教育相談コーディネーター、特別支援コーディネーター生徒指導部主任、学年主任。

④ 外部機関及び地域との連携

必要に応じて、心理や福祉の専門家、弁護士、医師、警察とも連携し、解決にあたる。

⑤ 校内研修

必要に応じて、講師による研修や中学校区と連携し、研修にあたる。また、保護者や地域と連携する必要がある時は、合同で研修する。

(6) 教職員の指導上の注意

- ・教職員の不適切な認識や言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを誘発や助長したりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払う。
- ・教職員の「いじめられる側にも問題がある」という認識や発言は、いじめている児童生徒や、周りで見えていたり、はやし立てたりしている児童生徒を容認するものにほかならず、いじめられている児童生徒を孤立させ、いじめを深刻化させるということを理解した上で、児童生徒の指導に当たる。
- ・教職員は、授業中の児童生徒の発言などを起因としたいじめが発生するとの認識をもち、すべての児童生徒が安心して自由に自分の意見や考えを述べるような学級や学校を創るために、授業づくりや展開の工夫に努める。

3 (1) 重大事態について

① 「生命、心身又は財産に重大な被害」が生じた場合（法第28条第1項第1号に係る事態）

- 児童生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な障害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神症の疾患を発症した場合

※いじめを受けた児童生徒の状況に着目して判断する。

② 「相当の期間」学校を欠席することを余儀なくされている場合（法第28条第1項第2号）

に係る事態)

不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、市教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

※児童生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査に当たる。

(2) 重大事態への対処の方法について

学校は、重大事態が発生した場合には、直ちに市教育委員会を通じて市長に報告する。

(3) 事実関係を明確にするための調査の実施

調査にあたり、以下のような事実関係を可能な限り網羅的に調査する。

いつ頃から、誰によっていじめ行為が始まったか、そのいじめがどのように展開・拡大されていったか、その背景にはどういうことがあるか、どういう人間関係上の問題があったか、それに対して教職員がどのように対応していったか、対応のどこに問題があったかなどを可能な限り網羅的に明らかにする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、関係機関等との連携を図りながら、客観的な事実関係を速やかに調査する。市教育委員会又は学校は、附属機関などに対して積極的に資料を提供するとともに、調査の結果を重んじ、再発防止に取り組む。

ア いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合

○いじめられた児童生徒から十分に聴き取るとともに、在籍児童生徒や教職員に対するアンケート調査や聴き取り調査等を行う。

→いじめられた児童生徒や情報を提供してくれた児童生徒を守ることを最優先とした調査になるよう配慮すること。

○調査による事実関係の確認とともに、いじめた児童生徒への指導を行う。

○いじめられた児童生徒に対しては、事情や心情を聴取し、いじめられた児童生徒の状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活への復帰支援や学習支援等を行う。

イ いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合

児童生徒の入院や死亡など、いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該児童生徒の保護者の要望や意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者と今後の調査について協議し、在籍児童生徒や教職員に対するアンケート調査や聴き取り調査などの調査を行う。

【自殺の背景調査における留意事項】

児童生徒の自殺という事態が起こった場合の調査の在り方については、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施することが必要である。この調査においては、亡くなった児童生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証して再発防止策を構ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行うことが必要である。

いじめがその要因として疑われる場合の背景調査については、第28条第1項に定める

調査に相当することとなり、その在り方については、以下の事項に留意のうえ、「児童生徒の自殺が起きたときの調査の指針」（平成23年3月児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）を参考とするものとする。

- ① 背景調査に当たり、遺族が、当該児童生徒を最も身近に知り、また、背景調査については、切実な心情を持つことを認識し、その要望や意見を十分に聴取するとともに、できる限りの配慮と説明を行う。
 - ② 在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。
 - ③ 死亡した児童生徒が置かれていた状況として、いじめの疑いがあることを踏まえ、市教育委員会又は学校は、遺族に対して主体的に、在校生へのアンケート調査や一斉聴き取り調査を含む詳しい調査の実施を提案する。
 - ④ 詳しい調査を行うに当たり、市教育委員会又は学校は、遺族に対して、調査の目的や目標、調査を行う組織の構成等、調査の概ねの期間や方法、入手した資料の取り扱い、遺族に対する説明の在り方や調査結果の公表に関する方針などについて、できる限り、遺族と合意しておく。
 - ⑤ 背景調査においては、自殺が起きた後の時間の経過等に伴う制約の下で、できる限り、偏りのない資料や情報を多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、客観的に、特定の資料や情報にのみ依拠することなく総合的に分析評価を行う。
 - ⑥ 客観的な事実関係の調査を迅速に進めることが必要であり、それらの事実の影響についての分析評価については、専門的知識及び経験を有する者の援助を求めることが必要である。
 - ⑦ 学校が調査を行う場合においては、市教育委員会は、情報の提供について必要な指導及び支援を行う。
 - ⑧ 亡くなった児童生徒の尊厳の保持や、子どもの自殺は連鎖（後追い）の可能性があることなどを踏まえ、報道の在り方に特別の注意が必要であり、WHO（世界保健機関）による自殺報道への提言や文部科学省による子どもの自殺予防に関する通達や手引き等を参考にする。
- (4) 調査結果の提供及び報告
- ① 調査結果の提供
 - 市教育委員会又は学校は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対し、調査により明らかになった事実関係等について、必要な情報を提供する責任を有する。
 - 通報してきた児童生徒の人権や個人情報を守ることに留意する。
 - 情報提供にあたっては、適時適切な方法で、経過報告があることが望ましい。
 - ② 調査結果の報告
 - 調査結果については、市長に報告する。
 - 上記①の説明の結果を踏まえて、いじめを受けた児童生徒やその保護者が希望する場合には、当該の児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書を報告書に添付する。

西大寺北小学校 いじめ対策アクションプラン (令和3年度)

<めざす学校像>

- ・笑顔があふれる学校
- ・安心、安全で地域に開かれた学校
- ・魅力ある授業で学ぶ意欲が湧く学校

<めざす児童像>

- ・自ら学び、考え、行動できる子ども
- ・自分を大切にし、他人も大切にできる子ども
- ・積極的に挑戦し、ねばり強く頑張る子ども

<めざす教職員像>

- ・子ども一人一人を大切にし、元気と勇気を与える教師
- ・「授業で勝負。」指導力の向上をめざす教師
- ・個性を生かしながら、協働し、高め合う教師

自ら学び 心豊かで たくましく生きる児童の育成

いじめをしない・させない (未然防止)

- ・「いじめを絶対許さない」「一人一人を大切に
する」人権感覚を高める取り組み
→なかま集会、あいさつ運動
- ・人間関係を豊かにする特別活動の充実
→遊びの時間、わくわくタイム
- ・わかる授業・魅力ある授業に向けた教職員の
力量向上
→校内研修
- ・学校生活のルールやマナーを守る
→生活目標、学級目標、『学校生活のやくそく』
を教室に掲示する

いじめを見逃さない (早期発見・早期対応)

- ・子どもたちを全職員で支援するという認識に
たつ組織的な対応
→校内委員会の設置、定期的な開催
- ・年3回のいじめに関するアンケートの実施
→個人面談や校内委員会での検討
- ・必要に応じた教育相談・ケース会議の実施
- ・定期的な職員会議・学年会・生徒指導部会に
よる情報共有・日常的な情報収集

家庭・地域・関係機関との連携

- ・日常の情報交換を密にした家庭と学校の連携
- ・さわやか運動や登下校の見守り運動など地域・PTAとの連携
- ・客観的・専門的アドバイスを求めるための連携 (SC・弁護士・医師・警察関係者など)
- ・「学校と警察の連携制度」の有効な活用
- ・教育委員会との迅速な情報共有